

京都市告示第475号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の収納事務を委託します。

平成23年3月28日

京都市長 門川大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
京都市体育協会グループK	岡崎公園，一乗寺公園，岩倉東公園，朱雀公園，東野公園，勸修寺公園，殿田公園，吉祥院公園，上鳥羽公園，桂川緑地久我橋東詰公園，西院公園，牛ヶ瀬公園，小畑川中央公園，三栖公園，下鳥羽公園及び伏見公園 (ただし，いずれも左の者が指定管理者として管理を行う範囲に限る。)の使用料の徴収	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで
財団法人京都市体育協会	京都市伏見桃山城運動公園の使用料の徴収	同上
京都市体育協会グループK	京都市武道センターの使用料の徴収	同上

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市体育協会	京都市横大路運動公園の使用料の徴収	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで
ビバ・オリックスグループ	京都市左京地域体育館，京都市中京地域体育館，京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市吉祥院地域体育館，京都市久世地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館，京都市醍醐地域体育館，京都市伏見東部地域体育館，京都市伏見北堀公園地域体育館及び京都市伏見北部地域体育館の使用料の徴収	同上
西京極スポーツネットワーク	京都市市民スポーツ会館及び京都市体育館の使用料の徴収	同上

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
京都市体育協会グループ	京都市宝が池公園運動施設 テニスコート、A会議室及 びB会議室の使用料の徴収	平成23年4月1日から平 成27年3月31日まで

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)